

第5章 大蔵省の機構、庁舎等

第1節 第1次大戦及び戦後の大蔵本省

1 銀行行政の拡大と銀行局の設置

銀行行政は、明治30年代から長く理財局の銀行課で管掌していたが、大正2年6月の機構改革の際、理財局から大臣官房に移管された。大正初年まで大蔵省の銀行行政は、各別の特殊銀行法に基づいて特殊銀行の、「銀行条例」「貯蓄銀行条例」に基づいて普通銀行及び貯蓄銀行の指導監督を取り扱っていた。大正初年になると、普銀、貯銀合わせて約2,100行に上り、資力薄弱な不良銀行が預金者に迷惑をかける場合も多かった。これに対して、大蔵省は条例によって報告書を徴し、また、銀行検査を行なうことができたが、専門の検査官がいない状況では、実地検査の件数は、大正初年ころ特殊銀行をも含め年間5～6行にすぎなかった。また、条例により認可営業を行なっている普銀、貯銀の周辺に、さまざまな形態の銀行類似業務営業者がおり、それらはおおむね小規模個人営業者が多く、なかには悪質業者も少なくなかった。そこで、大正2、3年ころから、銀行課を中心に金融機関に関する法規の整備と監督の強化について、検討が進められた。

その最初の立法化が4年6月の「無尽業法」の制定及び「貯蓄銀行条例」の改正である。これを機会に4年8月、本省に銀行の検査監督のため、専任事務官2人が設置され、翌5年4月には官房銀行課が昇格して、銀行局が設置された。

銀行局には特別銀行課及び普通銀行課の2課が置かれた。特別銀行課は特殊銀行及び無尽業の監督行政を、普通銀行課は普通銀行、貯蓄銀行及び信託に関

する行政を所掌した。新設の銀行局は、以後金融機関の監督行政を進めるための立法準備をあわせ行ない、6年には「産業組合法」を改正して市街地信用組合を設置し、7年には「有価証券割賦販売業法」、10年には「貯蓄銀行法」、11年には「信託業法」、12年には「産業組合中央金庫法」を制定し、その間、特殊銀行関係の法規も毎年改正を重ねた。そして、新たに銀行局の行政監督を受けることになった市街地信用組合は特別銀行課で、有価証券割賦販売業、信託業は普通銀行課で管掌した。

大正11年6月、加藤友三郎内閣の行政整理に際して、銀行局だけは、11月に施行された「貯蓄銀行法」による貯蓄銀行への監督体制強化のため、貯蓄銀行課が増設されて3課となり、貯蓄銀行のほか、大正時代に法の規制を受けるようになった金融機関に関する行政を受け持ち、12年には産業組合中央金庫新設に伴い、関係行政をあわせて管掌した。

また、この時代には、以上述べた庶民金融機関に対する監督行政の拡大、金融機関検査体制強化のほか、勸銀・農工銀の合併促進、特殊銀行に対する監督行政及び普銀、貯銀の合同促進など、前代に比べて銀行行政は実質的に拡大した。

2 経済の発展と機構の拡張

大正5年4月の銀行局設置に続いて、6年2月、大蔵省臨時調査局が設置された（勅令第18号）。第1次大戦による経済情勢の激変に対応して、財政金融政策を急遽調査、立案するため、臨時的機関として設置されたものである。局長は次官が兼任し、関税部、金融部の2部制とし、関税部長は主税局長が、金融部長は理財局長が兼任し、専任の高等官6人、判任官17人、計23人で構成された。関税部は、関税制度及び関税率の調査、金融部は、国際金融、国際資本に関する調査及び金融機関、金融組織の調査その他、一般金融事項調査を分担した。やがて、6年9月、関税部は租税部となり、内国税の調査をも管掌し、同時に定員を増加して高等官7人、判任官22人を専任とした。

次いで、7年以後大戦を通じて発展した日本経済の変化に即応して、明治以来の財政制度を再検討して、再編整備する必要が高まって、そのための機構、人員の拡大が始まった。7年6月、主計局は従来予算決算課、司計課の2課に加えて調査課、臨時官有財産課の2課を増置した。調査課は、金銭、物品、給与などに関する会計制度の再検討に取り組み、あわせて予算決算課で取り扱っていた出納官吏の監督及び地方公共団体の歳計に関する事務を管掌した。臨時官有財産課は、議会の要請もあって、従来官有財産管理制度の根本的改革に関する調査と、官有財産の整理に関する調査を実施するため設置された。また、官有財産の整理に関する調査のため、主計局及び税務監督局、税務署に臨時職員が増員され、同月、国会議員を含む官有財産調査会が大蔵省内に設置された。この調査課及び臨時官有財産課を中心とした調査が、やがて大正10年に「会計法」及び「国有財産法」の制定となって実現した。

主税局においては、臨時利得税の徴収のため、7年6月、主税局及び下部徴税機関に臨時職員を増置したが（9年9月廃止）、翌7月、田畑地価修正の予備調査実施のため地価調査課を置き、主税局及び下部の徴税機関に臨時職員を増置して、調査事業にあたった。

理財局においては、8年5月、秩禄処分事務の激増により、家禄賞典禄処分に関する臨時職員を増員し、9年8月には、ドイツ賠償金の経理に関する事務を管掌して、臨時職員をおいた。

その後9年5月、租税、関税及び金融に関する調査事務を管掌していた大蔵省臨時調査局を廃して、機構人員を主税局、理財局に吸収することになり、両局に掛及び課を新設した。主税局臨時調査掛は、国税及び関税制度の調査を行ない、臨時財政経済調査会による国税及び関税に関する根本的調査の資料などを作成した。また、理財局臨時調査課は、国際金融の調査と並んで、新会計法の中心となる国庫預金制度の実行準備にあたった。

大正10年制定の「会計法」及び「国有財産法」は11年4月に施行され、これに伴って、大蔵省の機構は再編整備された。まず、大正11年4月、国有財産管

理のために臨時国有財産整理部が本省の付属機関として新設され、主計局の臨時官有財産課は廃止されて所掌事務及び人員を同部に移管した。

次いで6月、「会計法」施行に伴って主計・理財の両局の事務体制を整備し、同時に機構を改正した。主計局は予算決算課を分離して、予算課、決算課、調査課、司計課の4課とし、主税局は臨時調査掛所掌の関税制度調査事務を関税課に移管し、地価調査課と臨時調査掛を合併して内国税調査課が新設され、国税、関税及び内国税調査の3課となった。この時期には海外駐割財務官制度も増強された。これは国際金融の変化、連合与国財政援助実施などに見合う体制をとるため、大正4年4月以降、英仏駐割財務官1人と判任属1人という構成であったのを、6年9月に財務官を4人に増員し、英仏・露・米・中国の4カ国に駐在させ、また財務官事務所勤務者も増員して、事務官（高等官）2人、財務書記（判任官）8人とした。大戦終了後、9年9月、財務官は英仏及びアメリカ駐在の2人に減員したが、賠償に関する国際会議などによって事務多忙のため、事務官4人、書記10人とした。

なお、この間、7年6月には、主計局に主計官3人を置いて予算決算事務を取り扱わせ、また本省の事務官を4人に増員し、銀行の検査及び税務の視察監督にあたらせた（勅令第238号）。なお原内閣時代には、4年7月に大隈内閣が設置した各省の参政官、副参政官の制度を廃止し（大正9年5月勅令第143号）、参事官を1人から2人とし特別任用の官とした（大正9年8月勅令第286号）。

こうして、大隈内閣時代には、銀行局を設置し銀行行政の拡大に伴って職員を増員したが、寺内・原・高橋内閣を通じて機構、定員ともに毎年増員され、大正2、3年の行政整理後、1房3局12課であった大蔵本省は、高橋内閣が加藤内閣と更迭した11年6月には1房4局17課となり、官制定員は、332人から480人（高等官68、その他412）へと約45%増加した（臨時職員を含み、営繕及び国有財産管理機関を含まない）。

3 秩禄処分のおと始末

旧藩時代の禄高制度は、明治9年の家禄、賞典禄に対する金禄公債の下付、及び10年の神官配当禄公債の下付によって処分を完了した。しかし、この処分の不公平をあげて、その訂正を要求するものが多く、明治30年代以降の大蔵省行政のなかで、秩禄処分の再審査などに関する事務が、比較的大きな労力を費して行なわれた。これについては、本文にふれなかったので、ここでその事務機構と関連して略述する。

秩禄処分に対する再審査の要求は、議会開設後毎議会ごとに請願、建議として提出されたが、政府はまず第5議会に「国事ニ関スル犯罪ノタメ諸禄ヲ没収セラレタル者ニ関スル法律案」を提出し、明治3年9月の禄制施行後9年8月の秩禄処分の実施までの間に、国事犯として禄高を没収されたものに対し、明治9年の秩禄処分で給付されるはずの金額相当額の給付を行なうこととした。これは、秩禄処分後の西南の役などによる国事犯が、秩禄公債を交付されているのに対して、秋月・萩・佐賀の乱等による犯罪者は、9年当時禄高を没収されていたため、秩禄公債を給付されなかった不公平を是正するためであった。なお、第5議会解散のため、同法案は第6議会を通過、成立した（明治27年6月法律第20号）。該当者は同法施行後約3カ月以内に地方長官に出願し、これによって大蔵省で給付を決定し、611人に55万円余を給付した。

なお、秩禄処分の不公平に対する救済措置については、明治30年、第10議会で衆議院の議員立法として「家禄賞典禄処分法案」が提出され、両院を通過成立し（明治30年11月法律第50号）、その事務は大蔵省理財局で取り扱うことになった。しかし、同法の法文は解釈上さまざまな見解を生じるきらいがあったので、大蔵省に臨時秩禄処分調査委員会を設置し（明治31年4月勅令第69号）、同法の解釈を審議決定し、翌32年第13議会に、処分法の解釈及び禄高整理公債の発行に関する規定を合して、「家禄賞典禄処分施行法案」を提出、可決をみた（明治32年3月法律第84号）。そこで、請願者の願書を基にして、再審査を

実施することになったが、請願者は件数11万6,000余件、人員29万7,000余人に上り、少数の職員で整理できないため、33年4月臨時秩禄処分調査局を設置し（勅令第124号）、同局で成案を得たものから秩禄処分調査委員会に付議し、決定を経て閣議の裁定を得るという方法を取り、38年7月、ようやく処分を完了した。

しかしながら、この「家禄賞典禄処分法」による再審査の結果、出願者29万7,000人に対し、実績は108件、3,908人が処分訂正を認められ、禄高公債28万6,600円、現金8万7,691円を給付したにとどまったから、処分の再審査を求める請願が引き続いて政府、議会に提出された。42年、再び衆議院から議員立法で、明治30年の「家禄賞典禄処分法」による処分に不服の者は、行政裁判所に出訴する途を開く法律案が提出され、両院を通過した（明治42年法律第21号）。同法による行政裁判所への出訴件数は565件、10万9,644人に及んだ。

そこで、この法律に関する事務処理のため、42年11月、国債局に臨時秩禄課を設置し、臨時職員として書記官1人、属10人を臨時増置した。

また、沖縄県の諸禄は、明治12年の廃藩置県以後も旧慣をもとに引き続き年々支給していたが、42年度から府県制が施行されたので、その機会に禄制整理を断行することとし、43年「沖縄県諸禄処分法」（明治43年4月法律第59号）を制定し、43年1月現在の諸禄受給者に、一時に禄高公債または現金を交付することになり、その給与額は165万余円となった。

以上のように秩禄処分については、明治27年以降、その再審査及び処分訂正が行なわれてきたが、関係者のなかで「家禄賞典禄処分法」による出願、出訴に際し、法施行当時出願の機会を逸したものに対する救済の要求が起り、たびたび議会に建議及び法案が提出された。大正8年第41議会で上記趣旨の法案が議員立法として衆議院に提出されると、政府もついにこれを秩禄処分の最終的救済とする条件で立法に同意し、法案は両院を通過した（大正8年4月法律第34号、第35号）。

これによって、家禄賞典禄処分に不平を持つ者で、明治30年法律第50号の出

願期に願書を提出しなかった者に、8年末までに再度出願の機会を与え、これについての政府の処分に不服のときは、行政裁判所に出訴することができることになり、また、国事犯没禄者で明治27年法律第20号によって相当の給与を受けなかった者には、出願によって「家禄賞典禄処分法」を準用し、禄高整理公債を交付し、処分に不服のある者は、行政裁判所に出訴できることとなった。

この大正8年の秩禄処分2法律の施行に際して、理財局臨時秩禄課に所属した臨時職員の定員を、専任の書記官1人、属5人から書記官1人、属13人に増員して事務処理にあたらせ、大蔵省に大蔵次官を会長とし、内閣任命の委員5人からなる臨時秩禄処分調査会を組織して（大正8年勅令第187号）、出願の処理事項を審議する体制を作った。

このときの家禄賞典禄出願者は約3万6,000人、没禄者特別救済の出願者は252人で、また家禄賞典禄に関する行政訴訟の出訴件数は379件、1万7,000人であったが、没禄者特別処分の出訴者はなかった。

これらについては順次処理が行なわれたが、途中震災で書類が焼失し、調査は困難をきわめた。この処分等の事業は昭和10年代まで続いた。大正末年における秩禄処分の後始末に関する実績は、既述の分を除き、大正8年法律第34号による家禄賞典禄の処分は、出願者の約5分の1を処理し、うち採用者661人に72万余円を給与しただけであったが、法律第35号による没禄者処分については、189人を採用して13万余円を給与して終了した。なお、行政訴訟については、明治42年法律第21号による訴訟は、大正末までに435件を終了し、130件を残し、未終結分も含め大蔵省の敗訴は37件で、1万余人に214万余円を給付した。大正8年法律第34号分は、終結分123件で、6,700余人に188万余円を給付した。その後の大蔵省における秩禄処分関係事務は、大正13年12月の行政整理で臨時秩禄課を廃止して理財局国債課に事務を移管し、人員もしいに減員され、昭和18年11月にその事務のための臨時職員の設置も廃止された。

第2節 大正末から昭和初年の大蔵本省

1 行政整理による機構、定員の縮小

大正11年6月、加藤友三郎内閣が成立すると、財政政策に緊縮整理方針を採用し、12年4月、行政整理を実行した。

このとき、本省機構は銀行局に貯蓄銀行課の1課を増置したが、定員の削減を行ない、主税局の田畑地価調査に関する事務とこれに伴う臨時職員を廃し、本省において、臨時職員を含め高等官7人、その他43人、計52人の官制定員を削減した。

次いで13年6月加藤高明内閣が成立すると、8月各省を通じて政務次官、参与官を置いて特別任用の官とし、参事官の定員を2人から1人に減員し、特別任用の範囲から除外した（勅令第176号、第179号）。

続いて加藤内閣は行政整理を計画し、13年12月、機構・定員ともに大きく縮小整理を実行した。大蔵本省は1房4局12課となり、1局2課制がしかれた。

このとき、各省の官房に共通して文書課を設置したので、大蔵省の官房は、秘書課、文書課、会計課、臨時建築課の4課となり、公文書及び成案文書の接受発遣などに関する事務は、秘書課から文書課に移管され、秘書課は主として人事を所掌することになった。

主計局は、大正初年当時に戻り、予算決算課、司計課の2課となり、主計官（3人）を廃して、主計官の職にある者は大蔵事務官となった。

主税局は国税課、関税課の2課となり、内国税調査課の事務は国税課に吸収された。

理財局は、国庫課、国債課の2課となり、臨時秩禄課の事務は国債課に、臨時調査課の事務は国庫課に吸収された。

銀行局は、再び特別銀行課、普通銀行課の2課となり、貯蓄銀行課所掌事務

のうち、産業組合中央金庫、無尽業及び市街地信用組合に関する事務は特別銀行課に、貯蓄銀行及び有価証券割賦販売業に関する事務は普通銀行課に吸収された。

そして定員は、臨時職員を含め削減整理され、高等官58人、その他301人、計359人となり、11年当時に比して121人の人員を削減した。なお、この時、参事官制も廃止した。

翌14年5月、営繕管財局が設置されると、大臣官房臨時建築課の所掌事務及び職員は、営繕管財局に移管され、官房は、秘書課、文書課、会計課の3課となった。

2 財政金融制度整備に伴う機構の拡張

大正14年、第50議会で「預金部預金法」が制定され、預金部制度が改革されると、預金部資金の管理運用機構を確立した。14年4月、大蔵本省の部局として預金部が設置され、従来国庫課内の一つの係で取り扱っていた預金部資金に関する事務は拡充され、同部で管掌することになった。

預金部は部長を理財局長が兼任し、運用課、監理課の2課を置いた。運用課は、預金受払、資金の運用、預金部資金運用委員会に関する事務を所掌し、監理課は、運用資産の管理及び預金部特別会計の経理を受け持った。これに伴って、事務官2人、属13人の定員を増加した。

次に大正15年、第51議会で税制改正関係諸法案が成立すると、15年5月、主税局に土地賃貸価格調査課が増設され、主税局及び税務官署に土地賃貸価格調査事業に従事する臨時職員を増置した。本省所属の臨時職員は、大蔵事務官1人、主税局事務官1人、属15人、計17人を専任とした。

次いで15年6月には、関税率の改正に関する常置の関税調査委員会の設置に伴って、本省定員中高等官1人、その他4人を増員した。

同じく15年設置された金融制度調査会の決議を経て、昭和2年度予算に金融機関の検査監督強化に関する経費が計上されると、昭和2年5月、銀行局に検

査課が新設され、新たに銀行検査官（奏任）18人、銀行検査官補（判任）54人が配属された。

なお2年5月には、明治大正財政史編纂事業が始まって、その事務は文書課で管掌し、臨時職員を増員した。また、ヤング案実施に伴う賠償関係事務の増加によって、理財局の賠償金特別会計に関する臨時職員を増員した。しかしながら一方で、本省定員中事務官6人、属16人の官制定員を縮減した。

以上は、加藤・若槻内閣時代の計画によるものであったが、その後、田中内閣時代には、4年4月、「土地賃貸価格調査法」による土地調査事業が終了したため、主税局の臨時土地賃貸価格調査課を臨時土地調査課に改組し、土地賃貸価格調査及び無届異動地整理に関する事務を管掌させ、同時に土地賃貸価格調査事業に従事していた臨時職員を削減した。なお本省定員は、3年、4年と漸増をたどり、大正13年12月の行政整理で1房4局12課、定員359人（高等官58人、その他301人）にまで縮小された本省機構は、4年4月には1房4局1部15課、定員312名（高等官55人、その他257人）となった。この定員の減員中には、臨時建築課に所属していた臨時職員143人が営繕管財局の所属となったものを含んでいるので、それを差し引くと、この間に96人の増員であった。

第3節 営繕及び国有財産管理機関

1 営繕及び議院建築事業

大正2年の行政整理によって、大蔵省の臨時建築部で所掌していた営繕事業は、規模を縮小して本省官房の臨時建築課に移管され、専売に関する臨時建築工事、及び税関設備及び港湾維持に関する工事を所掌し、そのための臨時職員として高等官18人、その他123人、計141人を置いた。そして、本省所属工事の施行及び本省所属建造物の維持保存は、会計課で所掌した。大正8年度以降、臨時国勢調査局の庁舎、宿舍等の新営を臨時建築課で引き受け、港湾の設備及び維持に関する事務を内務省に移管したため、臨時職員の定員を高等官14人、その他96人、計110人に減員した。

次に9年5月、国勢院庁舎の新営及び中央諸官衙建築の調査を所掌することになって、9人の臨時定員を増加した。

大正12年4月の行政整理に際し、すでに廃止されている国勢院及び臨時国勢局の建築工事の所掌を分課規程から削除し、臨時職員は、臨時建築課所掌工事のためと、会計課所管の本省関係営繕工事のための双方を通じて、高等官12人、その他105人を置いた。その後13年12月の行政整理に際し、本省所管建造物の震災復旧工事のため、この臨時職員だけは増員して、高等官20人、その他123人としたが、14年5月、営繕管財局の設置により、同局に吸収された。

この間、大正7年度予算に国会議事堂建築に関する予算が10ヵ年継続事業として計上され、その工事は大蔵省で所掌することになり、7年6月、大蔵大臣の管理のもとに臨時議院建築局が設置された。

臨時議院建築局は長官を大蔵次官の兼任とし、長官官房と工営部、経理部の2部制とし、工営部に調査課、工務課の2課、経理部に庶務課、会計課の2課を置き、理事以下高等官9人、判任官34人、計43人の職員を常置し、常務顧問

及び顧問を置くことができた。この定員は11年6月高等官11人、判任官47人に増員されたが、12年4月、判任官を5人削減し、13年12月の行政整理に際して、理事を廃止し、高等官9人、判任官28人と定員を再度削減した。

この議院の本建築の準備調査に着手したのは、古く明治23年の憲法制定当時で、このころから永田町一帯が候補地とされていた。その後、明治30年代にこれに関する調査会が幾度か設置され、建築の調査と方針が検討されたが、大正6年、大蔵省に議院建築調査会が設置されて具体的準備を行ない、いよいよ7年度から臨時議院建築局で着工の準備を進めた。現存建物の移転その他整地に2年近くを費し、9年1月地鎮祭を行なったが、工事の途中で震災にあって計画に支障をきたしたことから、緊縮財政の都合上予算の繰延べ、繰越が行なわれたことなどにより年月がかかり、昭和2年4月上棟式、11年11月に竣工式が行なわれ、工事は昭和12年度に終了し、結局前後19ヵ年を費した。

この間、大正14年5月、営繕管財局設置によって、臨時議院建築局は廃止され、以後営繕管財局の手で工事が続けられたが、議院建築費総額は2,573万円、うち議院本館建築費は1,692万円であった。

2 震災による庁舎の焼失と仮建築

大正12年9月1日、正午近く関東地方は大震災にみまわれた。大蔵省でも、机、棚から書類が転げ落ち、棚が倒れかかるほどの地震であった。その日はちょうど土曜日なので、宿直を残して他の職員は帰宅したが、その日の午後、類焼によって庁舎は完全に焼失した。そのため、明治以来の財政金融に関する貴重な資料はほとんど焼失し、現存資料で震災前の大蔵省関係資料は、その後、税務監督局、税務署などから、あるいは大蔵省先輩の私蔵資料を、のちに収集したものである。

震災後、大蔵本省は永田町の大蔵大臣官舎と麹町八重洲町の三菱本社に分散して執務することになり、そこで震災善後に関する財政金融措置が実施された。



震災後のバラック建て大手町庁舎正門

この焼失庁舎の仮建築施行のため、12年10月、大蔵大臣管理下に臨時営繕局が設置された（勅令第434号）。臨時営繕局は、各省所管の庁舎その他、建造物の仮建築及び修理にあたることになった。ただし、各省大臣と大蔵大臣の協議によって、その省で工事を施行するほうが便宜と認められた建物の工事は、除外された。

臨時営繕局長官は大蔵次官の兼任、理事2人も部内勅任官の兼任とし、総務部、工営部、経理部の3部を置き、専任の高等官9人、判任官32人を配属した。同局は1年6ヵ月で仮建築工事を終了し、14年4月、廃止された（勅令第61号）。

大蔵本省の仮建築は、大手町の焼失した旧庁舎の敷地に、池を埋め立て、内務省と廊下続きの木造バラックが建てられ、大正13年4月にこの仮庁舎に移転した。この仮庁舎は、昭和15年6月、火災によって再び焼失するまで使用された。

3 国有財産管理機構の新設

大正10年4月、「国有財産法」が制定され、11年4月から施行された。同法に基づいて、大蔵省は国有財産の総括事務と雑種財産の管理処分事務を所掌することになり、11年4月、臨時国有財産整理部が新設された。なお、主計局で「国有財産法」の立法準備にあっていた臨時官有財産課は廃止され、同課に所属していた臨時職員は、臨時国有財産整理部に移管された。

臨時国有財産整理部には、総務課、管理課の2課を置き、総務課は国有財産の総括事務及び管理の統一と国有財産の管理換・種別換、公用財産の用途変更、国有財産整理などの事務を管掌し、管理課は雑種財産の管理処分事務を管掌した。職員は当初高等官3人、判任官15人、計18人であった。

大正12年4月、行政整理に際し臨時国有財産整理部は国有財産整理局と改称され（勅令185号）、判任官定員を2人減員し、13年12月の行政整理でさらに4人を減員した。なお、分課には変更がなかった。

大正14年5月営繕管財局設置により、国有財産整理局は廃止され（勅令第205号）、所掌事務は営繕管財局総務部国有財産課に移管された。

4 営繕管財局の設置及び中央諸官庁庁舎建築事業

加藤高明内閣の行政整理の一環として、大正14年5月営繕管財局が設置され（勅令第205号）、大臣官房臨時建築課、臨時議院建築局、国有財産整理局を廃止して、その事務を統合所掌した。なお、同局で取り扱う営繕事業は、従来大蔵省で取り扱っていたものより幅が広く、大蔵省所管建造物のほか、東京・神奈川所在の各省所管建造物の営繕を所掌し、政府営繕事業の統一管掌を目ざして一步を進めたが、なお東京・神奈川に所在する各省所管建造物の営繕については、所管大臣が大蔵大臣と協議して、当該官庁による工事施行を定めたものは除外された。

営繕管財局の長官は次官が兼任し、総務部、工務部の2部制をとり、総務部

には総務課、国有財産課、工務部には工務課、監督課の2課を置いた。なお、営繕に関する事務を分掌するため、横浜・神戸・門司の3ヵ所に存在した官房臨時建築課の出張所を同局出張所とした。職員には理事以下高等官41人、判任官204人、計245人を擁した。

なお工事事務の増加によって、15年8月、昭和4年6月定員を増加したので、高等官51人、判任官239人、計290人となった。

営繕管財局で所掌した国有財産整理事業については第1章第8節で述べたが、営繕事業のうち、議院建築と並んで大規模な工事であった中央諸官庁庁舎の建築について一言しよう。

中央諸官庁を集散的に東京の中心部に建造することは、明治初年以來の計画であったが、明治時代には司法省、裁判所、海軍省の3庁舎が新築されただけであった。その他の木造庁舎は、明治7年から24年までの建築で、大正年代には腐朽して、本建築の必要に迫られていた。

そこで大蔵省が主体となり、関係官庁との間に本建築着手の折衝が行なわれ、大正9年5月、大蔵省に中央諸官衙建築協議会を招集し、実行計画を練るとともに、官房臨時建築課で準備調査を開始し、協議会では、会計検査院、内務省、大蔵省、陸軍省、文部省及び農商務省の5省1院の庁舎を新築することになり、大正11年度から第1期として会計検査院の新築工事に着手し、まず大手町に仮庁舎を建築し、一時ここへ移転して、のち在来の建物を取りこわし、13年度から本建築着手の予定としていた。

ところが、12年の震災でこの仮庁舎をはじめ、既存の中央諸官衙の大半は焼失したので、とりあえず、バラックの仮建築を建ててここに各省庁を収容したが、バラックでは執務上支障が多いばかりか、中央諸官庁庁舎建築の具体的方針決定は、帝都復興計画の進行に影響するので、14年10月、大蔵大臣を会長とする中央諸官衙建築準備委員会が設置され、準備事項を調査審議した。

中央諸官庁の建築費は、昭和元年度から予算が計上され、警視庁庁舎などから工事に着手することになった。工事は敷地その他の関係上、着工の容易なも

のから始め、財源は不用の国有財産の整理処分による収入、すなわち国有財産整理資金特別会計からの繰入れによって賄うことを期待された。工事は昭和16年ころまで、約16年間にわたって続けられ、一部を残して、だいたいの計画を完了した。なお、中央諸官衙建築費の予算は、17年度限りで打切りとなった。

このうち、大蔵省の庁舎は、昭和9年度から建築費の予算が計上され、霞ヶ関の敷地に地ならしが始まった。敷地は旧幕時代武家屋敷のあったところで、維新当時は、丹南藩の高木邸及び宮津藩本荘邸ならびにその所有地であったが、維新後官収され、ロシア（ソビエト）大使館及びイタリア公使館が建っていた。この両建築の移転跡地と岩倉邸跡地の一部を合わせた3万2,821平方メートルが大蔵省庁舎敷地となった。

昭和11年11月地鎮祭が行なわれ、工事は13年度中に完成する予定であったが、時局により工事が一時中止となり、14年10月これを再開し、15年6月ようやく仮竣工になった。ところが、その10日あまりののち、15年6月20日夜、大手町の通信省航空局庁舎に落雷があり、発火して大蔵省のバラック庁舎も延焼により焼尽した。そこで、急遽仮竣工の霞ヶ関庁舎に内装をほどこして、職員が移転することになった。この庁舎の建築費財源は、大部分が国有財産整理資金会計からの繰入れによった。

第4節 徴税機関

1 税務監督局、税務署、醸造試験所

税務監督局、税務署の管掌事務及び分課は、大正11年4月「国有財産法」の施行によって、管内の雑種財産の管理、処分に関する事務を新たに所掌することになり、監督局は経理部で、税務署は庶務課で管掌するようになったほか、大きな変化はなかった。

税務監督局は、大正2年6月の整理で、東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・丸亀・熊本の8局となり、傘下に388の税務署があった。その後税務署は、大正10年に7署を増加して395署となった。13年の行政整理に際し、11月まず税務署中53署を廃止して3署を新設し、次いで12月、丸亀税務監督局を廃止したため、7監督局345署となった。以後、税務署の名称、設置場所の変更等はあったが、監督局及び税務署の数は、昭和8年まで変わらなかった。

一方、たびたびの税制改正によって、所得税調査などの事務が増加したこと、戦時利得税徴収（大正7年6月～9年9月）、田畑地価修正予備調査（大正7年6月～10年4月）、国有財産整理事業（大正11年4月以降）、震災後の東京・横浜土地区画整理（大正14年5月以降）、土地賃貸価格調査及び無届異動地調査（大正15年5月以降）のために、臨時職員を置く必要上、税務監督局、税務署の定員は第1次大戦を通じて増加し、12年4月、13年12月、二度の行政整理で定員を削減したが、その後再び増え続けた。

いま、税務監督局、税務署を通じ、臨時職員を含めて官制定員の推移をみると、大正3年11月、行政整理により高等官192人、その他5,973人、計6,165人であったが、8年6月に高等官195人、その他6,974人、計7,169人と全国を通じて約1,000人を増加し、11年6月には、高等官227人、その他8,276人、計8,503人とさらに1,400人を増加して、当時としては最高の人員となった。その

後、12年5月の行政整理で高等官226人、その他7,369人、計7,595人と1,000人近い減員を行ない、続いて翌13年12月の行政整理によって、高等官219人、その他6,265人、計6,484人となって、1,000人余を減員して、大正3年当時の人員に近づいた。次いで15年、税制整理及び土地賃貸価格調査事業の実行のため、15年5月には高等官219人、その他7,504名、計7,723人と再び増加した。土地賃貸価格調査事業が一段落した4年4月には、高等官234人、その他6,808人、計7,042人となった。

なお、醸造試験所は大正2年の行政整理で減員されたが、酒、醤油の醸造について、各地から技術官の派遣を求められたので、その期待に応じるため、5年4月、技師・技手の定員を増員し、高等官6人、その他9人となった。次いで12年4月の行政整理で技師1人、13年12月の整理で書記及び技手各1人を減員し、高等官5人、その他7人となった。

2 税 関

税関は明治42年以後、横浜・神戸・大阪・長崎・函館・門司の6港に設置され、その下に税関支署、税関出張所及び税関監視署を置いて、大蔵大臣の管轄下に、関税の徴収、船舶・貨物の取締りなどを所掌していた。この組織の体制は、この期を通じて変わらなかった。

大正2年、3年の行政整理によって税関の定員は整理され、次いで4年3月に税関の内部組織が整備された。すなわち、それまで各税関には、税関長官房、監視部のほか、監査、検査、鑑定、徴収、貨物及び庶務の6課が設置されていたが、これを総務、検査、会計の3課とした。総務課は主として監査、徴収の2課を合併し、検査課に鑑定課を吸収し、会計課は庶務課の事務を引き継ぎ、貨物課の所掌事務は監視部に吸収された。

その後翌5年3月、大隈内閣は再び税関の人員整理を行なったが、このときは、従来外国貿易の便宜を図るために、税関で特許を与えたものに特許手数料を徴収して税関官吏を常時派出し、事務処理にあたらせていたが、貿易量が増

加したため私設保税倉庫や私設仮置場を設置し、税関官吏の派出を願うものが多くなったので、その派出官吏を官制定員外において、必要に応じ増員できることにした。この行政整理などのため、税関定員は、高等官19人、その他1,152人、計1,171人に減少した。

このころから第1次大戦の影響で税関は繁忙をきわめ、貨物置場に貨物が山積される状況となった。寺内内閣時代には、各税関を通じて判任官を約120人増員したが、大戦終了後、9年、10年、11年と3年間に定員を増加して、11年6月には高等官48人、その他1,403人、計1,451人となった。その後12年4月、行政整理で減員され、高等官43人、その他1,263人、計1,306人となった。

大正13年12月の行政整理に際して、関税行政上の変革が行なわれた。これまで、内務省の管轄下の港湾所在県知事が管掌していた府県の港務部と、農商務省の植物検査所を吸収して、港湾行政を税関の管轄のもとに一元化した。そのため、税関に新たに監視部と並んで港務部が置かれた。港務部は、開港港則及び港内の行政警察、海港検疫、輸移入獣畜の検疫、内地産獣毛の消毒を所掌した。また、植物検査課が新設され、輸移入植物の検査取締り及び病菌、害虫の研究調査を所掌した。ただし、函館税関には港務部が置かれず、港務部所掌事務を取り扱わなかった。

この行政改革のため、税関に府県港務部及び植物検査所の職員を受け入れたが、同時に人員の全般的削減が断行され、管掌事務の拡大にもかかわらず、総定員は減少して高等官65人、判任官1,161人、計1,226人となった。

その後「関税定率法」の改正などにより増員を必要としたため、税関定員は大正15年から漸増し、昭和4年4月税関の官制定員は、高等官71人、判任官1,400人、計1,471人となった。

なお税関の下部機構の設置場所に異動があった。税関支署及び出張所は漸増の傾向を続け、昭和4年4月には税関支署36、税関出張所12、税関支署出張所は6ヵ所に設置されていた。また監視署は52署であった。

第5節 専売及び造幣機関

1 専売局

明治40年9月、政府の煙草、塩、樟腦の3専売事業を統轄する専売局が設置されて以後、この時期に大勢は変化しなかったが、大正2年6月の行政整理で下部機構の整理統合と人員整理が行なわれてのち、10年7月にまた機構改革が行なわれ、13年12月には人員及び機構の統廃合が行なわれた。

専売局の本局組織は、大正2年6月の整理で長官官房及び事業、製造の2部と、その下に7課が置かれていたが、7年9月官房を総務、監査、管理の3課とし、10年7月には経理部を増置し、官房経理課を廃し、経理部に主計、会計の2課を置き、製造部に機械課を増設して3課とした。この内部組織は13年12月の整理に際して統合され、官房は監査課を総務課に統合して、総務課1課とし、事業部は技術課を廃止して煙草、塩腦の2課とし、製造部は機械課を廃止して作業、管理の2課とし、経理部は移動なく、結局1房3部7課となった。

専売局の附属機関は、大正2年6月の整理で、秦野（たばこ）、三田尻（塩）の2試験場だけとなったが、9年9月専売事業の技術的研究を行なう機関として中央研究所を設立し、11年12月たばこ製造用の機械器具の製作及び修理を行なうため、板橋製作所を設置した。

また専売局の下部機関としては、大正2年整理当時、27支局、129出張所、37専売官吏派出所があり、その後6年までに出張所を3ヵ所増置し、派出所4ヵ所を減少した。

大正10年7月、専売局の下部機構を整備し、支局を地方専売局に改組し、専売局理事または参事を局長とし、専売事務を分掌させることになった。この時、地方専売局は21局、同出張所134所、専売官吏派出所31所を設置したほか、地方専売局工場3工場を設置した。これは従来の支局を改称したものである。

大正13年12月行政整理のとき、地方専売局は17局に、地方専売局出張所は107所に整理され、専売官吏派出所を51所に増加した。地方専売局数はその後変わらなかった。

なお、専売局の定員は、大正2年、3年の行政整理によって、高等官127人、その他3,011人、計3,138人に縮小されたが、大正7年から11年までの4年間、毎年定員を増加して、11年6月には、高等官188人、その他3,558人、計3,746人と、大正初年に比べると600人余の増員となった。なお、その間10年7月の改正では、組織の改革に照応して官職を整備した。

その後、12年4月の行政整理で、定員を約400人削減し、翌13年12月の行政整理によって、更に約500人を削減し、高等官154人、その他2,690人、計2,844人に縮小された。そして、15年6月以降、昭和初年には、再び人員は漸増傾向を辿り、昭和4年6月における専売局の定員は、高等官196人、その他3,051人、計3,247人であった。

2 造幣局

この期の造幣局は、明治以来の所掌事務を引き継いできたが、大正15年から合金の製造を、昭和4年から貴金属製品の品位証明を行なうようになった。この間、大正12年ころから貨幣の製造量が少なくなり、12年、13年と事務及び工場の職員を削減し、機構も整備縮小されたが、昭和年代にはいって、シャム国貨幣の鑄造を引き受け、人員も再び漸増した。

この時期の造幣局の機構、定員の推移を略述すると、造幣局は大正初年、総務、鑄造、試金の3部制であったが、5年9月総務部の分課を整理して3課とした。8年以降再び機構は拡張に向い、11年7月にはまた機構整備を行ない、鑄造、試金の2部を統合して、総務、作業の2部制となり、総務部に5課を、作業部に8場を置いた。

その後、造幣局の作業量の減少とあいまって、12年4月に第1次の行政整理を行ない、定員を削減し、高等官9人、判任官57人の官制定員に対し、判任官

を9人減じたほか、工場の人員も約1,470人を740人に半減した。

次いで13年12月の行政整理においては、再び人員の削減を行ない、官制定員は高等官8人、その他40人、計48人に、工場を含めて人員を587人に削減し、14年1月機構を縮小して、総務部は2課、作業部は2課6場にした。その後、大正15年から再び人員を漸増して、昭和4年6月の造幣局の定員は、高等官12人、判任官56人、計68人となった。

不許
複製

大蔵省史—明治・大正・昭和— 第1巻

平成10年9月24日 印刷

平成10年10月20日 発行

定価(全巻) 30,000円

(本体28,571円+税)

編者 大蔵省財政金融研究所財政史室

発行者 財団法人 大蔵財務協会

東京都千代田区三番町30-2

発行所 財団法人 大蔵財務協会

FAX03(3264)0524 TEL03(3265)4141(代)

ISBN4-7547-0561-0 C3033 ¥28,571E (4-1)分売不可